

## 枚方市国民保護計画（案）からの主な変更点

計画（案）について、インターネットアンケートを実施するとともに、大阪府との事前相談を行い、それらを踏まえ、次のとおり変更した。

### 1 消防体制の違いに伴う修正（全般的事項）《府事前相談》

○本市計画（案）のベースとなっている市町村国民保護計画（大阪府版基本モデル）の記述が市町村単独消防を前提としたものになっているため、組合消防の記述に修正する必要がある。

(1)消防職員に対する指揮権及び安全確保義務、危険物質等の取扱者に対する措置命令の権限は、市町村長ではなく「消防組合管理者」に属する。

(2)消防組合が他の市町村と同じく、一つの独立した行政主体としての扱いを受けるため、警報や避難指示の伝達先として、新たに「消防組合」を加えるなど修正の必要がある。

⇒「消防組合管理者」に属する部分について「市長」から「消防組合管理者」に修正するとともに、警報や避難指示の伝達先として、新たに「消防組合」を加える表現及び系統図の一連の修正をする。

### 2 市国民保護計画が対象とする事態（第1編第5章）《府事前相談》

○この章は基本指針を移植する形で、国民保護計画が対象とする事態を全般的に記述したものであり、また『国民保護体制』そのものが、どのような事態を対象としているのかについての理解を得る点でも重要なところなので、「ダム」や「石油コンビナート」、「原子力施設」等についての記述そのものを削除する以外の形で対処する必要がある。

⇒削除部分を復活させた上で、「(以下、本章における記述については、市の現状と必ずしも適合しないものを含む)」との概括的な但し書きを章の冒頭部分に挿入する形で修正する。

### 3 研修の実施（第3編第1章第3節）《インターネットアンケート》

○本計画はジュネーヴ条約と密接な関係にあり、批准国には国民周知の義務がある。必ず研修・広報・啓発の項目に「ジュネーヴ条約」を加えるべき。

⇒「市は、国民保護法制や国民保護計画、国際人道法など国民保護措置の実施に必要な知識について、市職員に対し、研修を自ら実施するほか、府等の関係機関と連携・協力し、消防団員などの措置従事者への研修を推進する。」に修正する。

### 4 その他の修正

法令の改正や、表現上の軽易な字句修正など大阪府との事前相談指摘事項等に伴う修正をする。